

社会教育



CONTENTS

特集「学校支援地域本部事業」..... 2

提言..... 4
宇都宮大学生涯学習教育研究センター准教授/佐々木 英 和

輝け社会教育..... 5
磐梯町中央公民館「学社連携・融合における青少年健全育成事業について」
大熊町図書館『町民とともに「大熊町図書館の試み」』
福島県ユネスコ連絡協議会「福島県内のユネスコ活動」
喜多方市若月町婦人会「地域に愛される婦人会をめざして」

人 こえ かも こころ..... 7
福島県市町村社会教育委員連絡協議会副会長/石 田 卓 史
福島県地域教育力活性化推進員/初 瀬 富士美
伊達市教育委員会派遣社会教育主事/門 脇 広 子
福島県特別支援学校PTA連合会会長/橋 本 薫

県事業紹介..... 8
福島県社会教育委員の会議
福島県地域教育力活性化推進員

学校支援ボランティア

～子どもたちに本物の感動体験を～

桑折町立睦合小学校では、子どもたちが地域の方々の支援を受けながら、学校近くにある田んぼで米作りに取り組んでいます。

秋晴れの午後、子どもたちはボランティアの方の支援を受けながら鎌を使って稲を刈り取り、田んぼの真ん中に立てられた木に、わらで縛った稲束を手際よくかけていました。





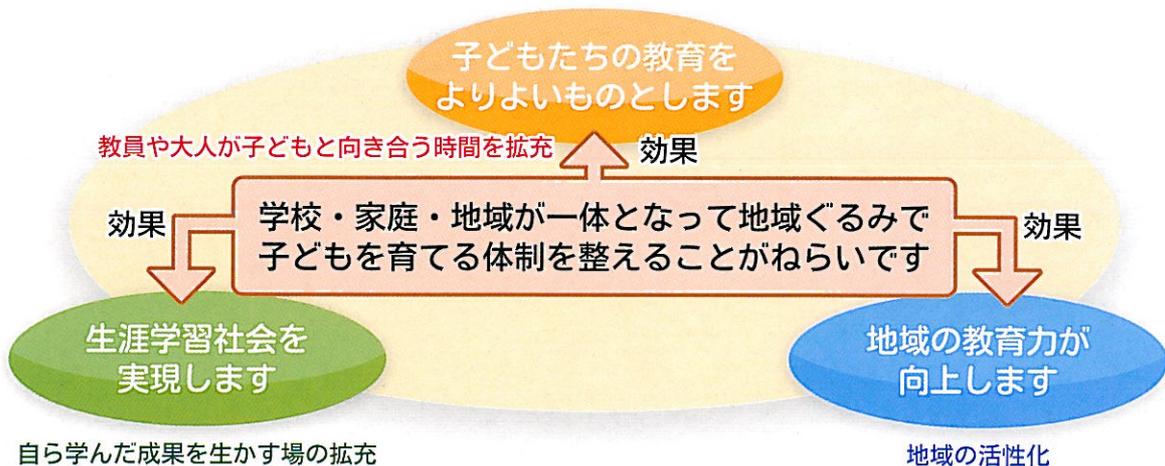
特集 学校支援地域本部事業

学校支援地域本部は、学校を支援するため、学校が必要とする活動について、地域の方々のボランティアとして派遣する組織で、いわば地域につくられた学校の応援団といえます。

今回は、この学校支援地域本部についての概要や本県としての取り組みについてお知らせします。

学校支援地域本部のねらい

これまで各学校では、地域のボランティアの協力を得ながら学校運営や教育活動を行っており、学校支援地域本部は、そうした取り組みをさらに発展させて組織的なものとし、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行おうとするものです。



学校支援地域本部の基本的な仕組み

基本的な仕組みは、「地域教育協議会」「地域コーディネーター」「学校支援ボランティア」で構成されますが、学校や地域の状況に応じていろいろな仕組みが考えられます。



福島県内市町村の取り組み事例

今年度、県内では、文部科学省の委託を受け、6市町村で9つの支援本部がスタートしました。その中の一つである田村市では、常葉地区内の全小中学校を対象とし、地域の現状をよく理解している方をコーディネーターとして配置し、学校のニーズに応じながら、学校支援にこれまで取り組んでいたもの、新たに取り組むものを組み合わせ、5つの事業内容を柱として組織的に展開しています。（下図参照）

田村市の取り組み

常葉地区学校支援地域本部

関本小学校
山根小学校
常葉小学校
西向小学校
常葉中学校

要 請

支 援

互いに情報提供

常葉地域教育協議会 （学校のニーズの把握）

内 容：事業企画・実施、評価、人材バンク作成
メンバー：4つの小学校の校長と1つの中学校の校長、地域の代表5名の10名で組織

地域コーディネーター（連絡・調整）

（事業内容）

学習支援活動

- ・読み聞かせ活動
（全小学校、全学年）
〔読み聞かせグループ〕
- ・英語、美術教師支援
（全小・中学校、小5年～中3年）〔地域住民〕
- ・キャリア教育受入先
（中学校1～3年）
〔地元商工会等〕
- ・放課後学習支援
（全小・中学校、小5年～中3年）
〔公民館活用、元塾講師〕

地域文化の発見と伝承

- ・生活科「町探検」等における付き添い
（全小学校1～2年）
〔地域住民〕
- ・総合的な学習の時間における教師支援
（全小学校4～6年）
〔地域住民〕

登下校の安全・見守り

- ・見守り活動
（全小学校・全学年）
〔ふれ愛隊ときわ〕
〔地域住民〕

環境整備事業

- ・花壇整備
- ・植木の剪定、草刈り
- ・図書室等整備
（全小・中学校）
〔地域住民〕

スポーツ振興

- ・部活動支援
（中学校）
サッカー
柔道
バレーボール
卓球
〔地元指導者〕

各地域の学校支援ボランティアの協力

PTA、地域社会教育関係団体、婦人会、卒業生、地元住民など広範囲の参加

福島県教育庁内における「学校支援」のための連携・推進体制づくりについて

教育庁内においても、広く学校を支援する視点を持ちながら、学習指導課、学校生活健康課、学校経営支援課、特別支援教育課、社会教育課が連携し、各課関連事業を効果的に推進するため、「学校支援庁内連絡会議」を設置しました。

学校支援地域本部事業の推進にあたってのポイント

本事業の推進にあたっては、学校や学校を取り巻く地域の現状などを常に念頭に置き、地域全体で学校を支えるという意識を共有しながら、学校の教育活動との十分な調整を行ったり、学校支援ボランティアの意識の高揚を図ったりする必要があります。そのため、両者間を連絡調整する地域コーディネーターの役割も重要です。持続的、自律的な運営をめざし、まずはできる支援を、できる範囲で、できることから始めることが大切です。

◆推進にあたってのポイント◆

- 学校の求めに応じた支援活動の実施
- 地域全体をまきこんだ取り組み
- 校長先生のリーダーシップと先生方の理解による地域との連携協力
- 他の仕組みなどとの連携、行政等の関係部局間の連携

今後の社会教育のあり方を探るヒント

～教育基本法第3条「生涯学習の理念」を読み直す～

宇都宮大学生涯学習教育研究センター准教授

佐々木 英和



人間の作ったものが完全無欠で永遠に正しいということはない。このような意味で、いかに優れた英知が結集されて制定されたものであったとしても、法律で示された条文が、理想的な意味でも現実的な意味でも「百点満点」だということはありません。そして、法律を運用するのも人間である以上、法律に示された理念を的確に理解しているとは限らない。ましてや、それを適切に実行していくことは難しく、その「十全たる実現」という状況は夢物語に近いのかもしれない。

とはいえ、法律で新しい理念が示されたなら、良きにつけ悪しきにつけ、それに対して何らかの関心が集まってもおかしくないはずだ。この点で、2006(平成18)年12月に改正された教育基本法の第1章「教育の目的及び理念」の中に「生涯学習の理念」と題された第3条が新設されたことを、教育関係者はどのように考えているのだろうか。極めて辛辣に言えば、この条文が明文化されて崇められてまつられるやいなや、その理念がいわば神棚の奥にでもしまわれて、その存在が忘れ去られてしまっているのではないか。

だがだからこそ、改めて、この条文を素直に読み直す価値があるだろう。

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習ことができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

この条文からは、少なくとも以下の3つのポイントを読み取る必要がある。

第一に、教育基本法において、教育活動の時間的広がりが宣言されるとともに、その空間的広がりが再確認されていることである。「生涯にわたって」という表現は、このたび新たに強調されたものであるが、「あらゆる機会に、あらゆる場所において」という表現は、そもそも旧教育基本法の第2条でも示されていたものである。この条文では、学校だけでなく、家庭や社会も常に意識しながら教育や学習の意義を論じるべきことが、改めて示唆されていると言えるのである。

第二に、そもそも、もっとも根本的に押さえておかなければならないポイントとは、生涯学習に関わる条件整備について、個人のあり方よりも社会のあり方に焦点が当

っていることである。この条文は、国民一人ひとりが「生涯学習できる」社会的環境を生み出すことを、社会に対して強く求めているものであって、国民一人ひとりに対して「生涯学習しなければならない」という形の強制をしているものではない。

第三に、実現が図られるべき社会のあり方として、国民一人ひとりが「その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習する」ことができるとともに、「生涯学習の成果を適切に生かすことのできる」という理想が明示されている。つまり、個人が学習できるのみならず、学習によって得られた成果を生かすことができる状況も求められている。より踏み込んだ言い方をすれば、学習して成果を得て、その成果を生かして、さらに学習を継続するというような循環的イメージの学習社会が構想されているのだ。

とにかく、あまりに複雑化した社会では、各々の持ち場を何とかすることで精一杯で、目先の結果に追われて、課題の全体像が見えにくくなる。このままでは、様々な問題の悪循環を断ち切りがたい。そもそも、こんな状況に陥ったのは、それなりに余裕を持って先のことを考えることが可能だった時代に、目先の欲にとらわれすぎていたツケでもある。

神棚の奥にしまい込んだ「未来の可能性」を引き出して確認してみよう。今こそ、教育や学習の基本理念について大局的に議論し、その実現に向けて動き出すときではないだろうか。機を逸してはならない。

プロフィール ささき ひでかず

福井県出身

東京大学教育学部卒業

東京大学大学院教育学研究科修士

●専門 生涯学習学・社会教育学
人間性心理学
生きがい・自己実現論
コミュニケーション論

●著書 『よくわかる生涯学習』(共編著、ミネルヴァ書房)
『社会教育と学校』(共編著、学文社)
『子ども・若者の居場所の構想』(共著、学陽書房)
『人間の本質と自己実現』(共著、川島書店)

学社連携・融合における青少年健全育成事業について

磐梯町中央公民館

磐梯町は、会津仏教文化の発祥地である慧日寺や会津の秀峰・磐梯山があり、歴史文化の香り高い自然に恵まれた人口約3,900人の小さな町です。

磐梯町中央公民館では、「いつでも、だれでも、どこでも」学べる学習機会の提供を柱とし、人生の各時期における生涯学習の援助・支援体制を図ることを重点施策として事業を進めています。また、町民が気軽に立ち寄り、町民から親しまれる公民館を目指し環境整備にも努めています。

その中から、地域と学校、公民館が連携しながら進めている青少年健全育成事業について紹介します。

1 磐梯町子どもの居場所づくり事業

町内には小学校が2校あり、それぞれ「ばんだい宝っ子教室」と「わくわく大谷っ子クラブ」と称して、現在は町の単独事業で子どもの居場所づくりに取り組んでいます。放課後、学校の施設を利用しスポーツ、文化活動など様々な体験活動を通して子ども達の豊かな心を



▲子どもの居場所づくり事業

を育み、人間性や社会性を身につけさせること、また地域の大人が指導者として関わり、子どもと地域住民との交流により、地域の教育力向上を図ることを目的として行っています。

事業の実施にあたっては、各学校と年間日程を協議しており、開催日の周知や参加者の把握などについて学校の協力を得なが

ら進めています。

事業の効果としては、地域のボランティアや高齢者の方と子どもたちがふれあえる機会が増えることにより交流が一段と深まり、ボランティア等で参加している方からは、「教室」開催が楽しみであり、自分達の生きがいとなっていると感謝の言葉が寄せられるなど、これまであまり学校と縁のない地域の方々や学校との交流が深まり、地域の教育力向上へつながっています。

2 中学生そば打ち体験教室

磐梯町は良質なそばが栽培され、毎年そばまつりが開催されるなど県内でも有数のそば処であります。そこで、町の特産としての「そば打ち」の伝統技能を体験し、ふるさとの持つ食文化に興味と関心を深めることをねらいに、地元中学校の総合的な学習の時間に併せ、共催事業として毎年「そば打ち体験教室」を開催しています。



▲中学生そば打ち体験教室

生徒全員の参加のもと、5～6名のグループに分かれ、そば打ちの一連の工程を、地域のそば打ち愛好者から指導を受けながら体験学習をしています。

ふるさとの食文化を学ぶ場と地域の方とのふれあいの場をすることにより、青少年の健全育成推進の一翼を担っています。

町民とともに「大熊町図書館の試み」

大熊町図書館

大熊町図書館は、平成8年12月に開館しました。

平成19年度末現在、蔵書数は視聴覚資料を含め、123,686点です。

開館当初は、図書館としての体裁を整えることが最優先課題となり、ソフトとハードの両面にわたり整備が進められました。主なものをあげれば、平成10年度に小学校を対象に移動図書館車の運行を開始し、平成14年度には図書館北側入口の新設、駐車場などの整備を図り、図書館の利用増進に努めました。

町民の生活に密着した利用しやすい図書館を目指し、次の2本を柱にして取り組んでいます。

1 町民への読書活動の啓発

平成15年度に町内の幼稚園、小・中学校の先生方及び図書館司書を構成員として、「読書指導研究会」を設立し、明治大学の齋藤孝教授の理論と実践をもとに、子どもの読書活動の推進を図るための研究を



▲読書発表会 大熊中学校生徒による群読

重ねました。その結果、児童生徒の図書館利用が大幅に増加しました。この成果を踏まえ、平成17年度からは、町民代表を加えた「読

書活動推進町民会議」に引き継がれ、対象範囲を大人までに拡大し現在に至っています。毎年1回「読書活動推進町民のつどい」を開催して、町内の幼稚園児、小・中・高等学校の児童生徒そして大人までの読書発表会と著名な作家を招聘しての講演会を通して、町民の読書に対する関心を高める努力をしています。

2 学校図書館とのネットワーク事業への支援

平成17年度には、町内小・中学校の蔵書がデータベース化され、平成18年度は、小・中学校図書館と町図書館の横断検索が可能になりました。

平成19年度は、町内図書館ネットワーク事業が運用開始となり、物流便(本の配送システム)が整備され、これを活用した学校の図書館活用教育に図書館がその一翼を担っています。



▲移動図書館車の小中学生の利用の様子

大熊町図書館は、一人でも多くの町民が読書に親しみ、「最近どんな本を読んでいますか。」と町民どうしのあいさつが飛び交うような町づくりを目指しています。

福島県内のユネスコ活動

福島県ユネスコ連絡協議会

『戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない』これはユネスコ憲章前文の中の言葉です。

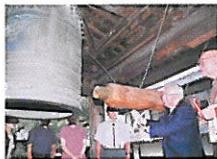
1946年に創設された国連のユネスコは、この理念に基づき、教育・科学・文化を通じて世界の平和及び安全に貢献する活動をしておりま

す。われわれは、民間団体として活動しておりますが、現在県内には、須賀川地方ユネスコ協会をはじめ、いわき・郡山・白河・福島・会津・相馬・いいたて・川俣の9協会が設立されております。なお、全国的組織としては、日本ユネスコ協会連盟(日ユ協連)があります。

<県内ユネスコ協会の主な活動>

(1) 「平和の鐘を鳴らそう運動」の展開

活動は各ユネスコ協会の自主性が尊重され、独自の創造的な活動が展開されていますが、今年度から「日ユ協連」の呼びかけに応じ、「平和の鐘を鳴らそう運動」に参加しました。7月19日の「民間ユネスコ運動の日」に、市民の参加を得て、「わたしの平和宣言6か条」を唱和し、鐘を鳴らして世界の平和を祈りました。



▲平和の鐘

(2) 「ユネスコ・寺子屋運動」の展開

「日ユ協連」の事業として「ユネスコ・世界寺子屋運動」があり

ます。この事業は、カンボジアやインド・アフガニスタン・ネパール等の読み書きのできない子どもや女の人たちのために寺子屋をつくり、文字や技術等を修得させ、生活の向上の支援する活動です。各ユネスコ協会ではこの支援活動のために、街頭募金や「書き損じはがき」の回収運動等を進めています。



▲街頭募金

(3) 「世界遺産・地域遺産活動」の展開

世界遺産の保護、保全、修復のためには、国際協力が必要です。これらの資金についても支援しておりますが、身近な地域の文化遺産や自然遺産にも目を向け、地域の文化財や自然の理解を深めたり、調査する活動を進めています。これとともに、「絵で伝えよう！わたしの町のたからもの」絵画展を実施している協会もあります。

(4) 「青少年育成活動」の展開

青少年を対象とした「平和作文コンクール」等を実施し、次世代を担う子どもたちの平和への心を育てようとしている協会もあります。

「夢は高く持ち、目線は低くして」をモットーに地域に根ざした活動を進めています。

地域に愛される婦人会をめざして

喜多方市岩月町婦人会

私たち岩月町婦人会がある地区は、喜多方市の南側、12地区ある中の6地区で、会員50名により結成されています。事務所を喜多方市岩月町交遊館に置き、①正しい人間関係を作るため ②教養を高めるため ③新生活を推進するため ④目的達成に必要な活動の4つの理念を元に活動をしています。

事業の推進にあたっては、教養部、厚生部、体育部、広報部の4つの部が連携し、地域としての様々な課題解決やつながりを図るために、創意工夫しながら活動を進めております。

まず、教養部では、専門講師を招き、親子料理教室美容教室など会員が楽しみながら知識を深める活動をしたり、救命救助講習では、AED(自動体外式除細動器)を使用した人命救助法についての技術を学ぶための実践的活動を取り入れたりしています。



▲救命救助講習

次に、厚生部では、交遊館で働く方への感謝の気持ちを込めて清掃活動を行ったり、交遊館を利用される方に喜んでいただけるよう花壇やプランターに花苗を植える「花いっぱい運動」を行ったりする取り組みをしています。

また、体育部では、健康・体力づくりを目指して、ポーリングや

エアロビクスに取り組んだり、町体育協会主催のクロリティーやインディアカ教室、バレーボール大会などの生涯スポーツにも積極的に参加をしたりして、楽しく汗を流しています。

最後に、広報部では、年一回の手作りによる会報誌を発行しています。会員一人一人が、自由に課題を設定し、一年間の活動を振り返ったり、得意料理のレシピを紹介したり、わが子の成長を紹介したりと、バラエティーに富んだ内容の会報誌として情報発信をしています。

以上、4つの部による活動の他に、岩月町高齢者運動会、敬老会、町民運動会、岩月町おこし事業など、地域の交流を深める地元の地域事業などにも積極的に参加しています。

本会員は、それぞれの家庭において、仕事をもちながら、妻であり、母でありながらも、常に笑顔で前向きに生活しています。それは、本婦人会が、会員どうしの情報交換やくつろぎの場であったり、会員(母親)どうしが仲良くふれあう姿から子どもたちも自然と仲良くなり、交流を深める場などであったりと、会員にとってかけがえのない存在だからです。

今後も、地域の婦人会として、地域の方々ともふれあい、愛されながら、一人の人間として向上できるとともに、団結力を保ちながら、皆が笑顔で暮らせる地域づくりに、家庭づくりに努力していきたいと思

Hito Koe Kao Kokoro 人 こえ かお こころ



県社会教育研究集会 を終えて

福島県市町村社会教育委員連絡協議会副会長
石田 卓史

各地域の社会教育活動の状況や、研究成果等の情報をお互いに交換し合う研究集会が、去る8月28～29日、県内各地から230名余が参加し、会津若松市に於いて開催されました。

特に今回は、変化の時代に対応できる生涯学習を目指して、地域づくりという観点からの取組みについて、多くの議論がなされました。

例えば、家庭教育では規範意識の低下とともに、道徳心が薄れてきている問題や、親の過大な期待感等、また、成人教育では、生きがいづくりを何に求めているか、そしてそれを生かす社会貢献の在り方や、地域住民が公民館に求めていることのとらえ方等でした。

今後も地域づくりをめざした社会教育を推進する中で、各市町村社会教育委員としてどうあればよいのでしょうか。地域住民の自ら取り組もうとする思いや意欲をどう引き出し、行政はどのように関わっていくべきか。子育てに苦勞する母親や老後の不安、環境問題など、地域の課題を解決していくヒントは、実は、私たち地域の中をよく見つめることで見つけられるのではないかと気付かされた2日間でした。



人から人へ伝えること

伊達市教育委員会派遣社会教育主事
門 脇 広 子

あなたは、自分が小学生の頃にどんなことを勉強したか、もしくは友だちと何をして遊んだかということ覚えていますか。また、あなたが初めて歩いたときのことや、言葉などで意思を伝えられるようになったときのことはどうでしょう。記憶については、不確かな場合が多いですが、身近にいる子どもと関わったり、自分の子どもを育てたりすると思い起こすことも多いものです。

人は、生涯を通して成長すると言われるますが、その過程において、多くの人々と「関わること」はとても大切だと思うのです。人が生まれて初めて人と関わる場となる「家庭」では、家族がその役割を担います。「学校」では友人や先生などとの関わりが子どもたちを育てます。また、暮らしている「地域」の人たちに支えながら、あるいは支え合いながら私たちは生活しています。

こうして、人から人へ教え伝えることで、生活の知恵や文化が受継がれてきました。これをこれからもつないでいくことが、社会教育の役割の一つではないかと考えています。



「共生社会」の実現に向けて

福島県地域教育力活性化推進員
初 瀬 富士美

地域の教育力とは、地域社会に潜在する人間形成機能の教育的影響力だそうです。それならば社会全体で子どもたちに「生きる力」や創造力を支援しようとする今日において、この力はとても大切なものだと思います。しかし、実際にはその力が十分に発揮されないこともあるように思われます。そのような地域の教育力の掘り起こしと機能を円滑に発揮させることが、私たち推進員の役割だと思ひ働きかけを行ってきました。

しかし、ふり返ってみると、人のため・地域のためと思っていたことが、実は自分自身をも大きく成長させてくれたと感じています。

私は、一人一人が豊かな人間性を育み、生きる力を身につけることが、子どもたちや将来を担う後継者への育成・自立への支援の源となり、年齢や障がいといったものを超えて誰もが生き生きと安心・安全に暮らせる「共生社会」へ導いてくれるものだと思っています。「共に生き、共に生かされ、互いを認め合う社会」を目指して、これからもさらなる努力をしていきたいと思っています。



頑張る子どもたちのために

福島県特別支援学校PTA連合会会長
橋 本 薫

「特別支援学校って何ですか」という質問をよく受けます。平成19年4月1日に「改正学校教育法」が施行され、これまで障がい種別に応じて設置されていた「盲・聾・養護学校」が、複数の障がいに対応することができる「特別支援学校」となりました。

法律上の学校の名称は、変わりましたが、私たち特別支援学校PTA連合会の活動の原点は、何ら変わりません。

私たちの組織は、障がいのある子どもたち一人一人が「自ら頑張る力」を身につけ「輝いて生きる」ことができる学校生活を支援し、地域社会を創るためのひたむきな活動を行っています。

この活動を継続するためには、私たち保護者が、常に明るく笑顔を絶やさずに、しっかりと生きる努力が必要だと考えています。

特別支援学校PTA連合会は、障がいのある子どもを持つ保護者の力強い意思が結集した素晴らしい「ネットワーク」であり、今後も本連合会の発展のために努力したいと思っています。

県事業紹介

<体験活動・ボランティア推進センター事業>

学習支援、家庭教育支援ボランティア等の登録と活動のコーディネートや体験活動担当者への情報提供を進めています。

登録者数1,240人／活動回数3,209回（20年3月末現在）

<放課後子ども教室推進事業>

放課後の子どもたちを小学校等で地域住民の協力のもとで預かり、スポーツ・文化活動や交流活動を行い、安全で健やかな居場所づくりを行っています。

実施箇所数32市町村 112箇所

<「学びあい支えあい」地域活性化推進事業(文部科学省委託事業)>

住民のボランティア活動や家族で参加の体験活動、地域の様々な課題に積極的に取り組みながら解決する活動などを通じて、「学びあい、支えあい」地域の絆づくりを推進しています。

実施箇所数7箇所

<十七字のふれあい事業>

子どもの心を豊かに育む体験活動を奨励するとともに、子どもと大人が共通した体験から得た感動などを五・七・五の十七字で表現した作品を募集しました。

●今年度の応募作品総数 41,180組

<父と母の学びと育ち支援事業>

困難な状況の中で子育てをする親などを対象に、家庭教育支援者と連携し、個別に働きかけ、子どもとのかかわり方等スキルの場の提供と個別相談を実施しています。

県内7教育事務所域内で実施

福島県社会教育委員の会議

任期：平成20年6月20日～平成22年6月19日

議長 浜島 京子
副議長 渡邊 肇
委員 古川 満里子 齋藤 和夫
佐藤 勝章 服部 淳子
伊藤 隆司 佐藤 俊市郎
小熊 敬子 高橋 明子
吉田 恵三 塚本 繁
松本 一広 後藤 みづほ
藤野 京子 山本 津也子

福島県地域教育力活性化推進員

〈福島〉大和田 千賀子 〈北会津〉遠藤 京子
〈伊達〉大友 靖子 〈耶麻〉瓜生 良子
〈安達〉伊藤 由美子 〈両沼〉飯村 千保
〈郡山〉橋本 いつ子 〈南会津〉瀬谷 加代子
〈岩瀬〉大柿 重子 〈相馬〉鈴木 壽子
〈石川〉田子 育良 〈双葉〉佐藤 晴美
〈田村〉佐久間 能生子 〈いわき北部〉初瀬 富士美
〈西白河〉木村 比佐恵 〈いわき南部〉高木 洋子
〈東白川〉金澤 佳子

編集後記

節目の年となりました。

今年、2月に中教審から「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」の答申が、6月には社会教育行政の体制整備等を図るための社会教育法等の一部が改正され、社会教育関係者にとっては、大きな変化の激しい時代に対応できる柔軟で力強い社会教育の振興のため、日々活躍されている皆様に御執筆をいただきましたことに感謝申し上げます。

今回、宇都宮大学生涯学習教育研究センター佐々木英和准教授から教育基本法第3条に示す「生涯学習の理念」を再確認する内容の提言をいただき、また、「学んだ成果を適切に生かすことができる社会」を具体化する施策の一つとして「学校支援地域本部事業」を特集しました。今後も学校、家庭、地域住民その他の関係者相互間の連携、協力の促進のもと、「生涯学習の理念」の実現を図るため、社会教育行政が担う責任は一層重要と感ずります。

平成20年12月26日発行

社会教育 No.328

編集 社会教育課
発行 福島市杉妻町 2-16
福島県教育委員会
印刷 福島市西中央 4-25
(有)吾妻印刷